

広域住民避難計画の住民説明会の開催結果について

平成26年11月25日
鳥取県原子力安全対策課

米子市及び境港市の住民を対象として、広域住民避難計画の住民説明会（公民館単位）が、平成26年6月から9月にかけて開催され、その実施結果は次のとおりです。

*前半：中国電力主催の説明会、後段：各市主催の広域住民避難計画についての説明会

1 開催状況

(1) UPZ圏内（16か所）

米子市（9か所）370名			境港市（7か所）360名		
開催日	場 所	出席者数	開催日	場 所	出席者数
6月19日	和田公民館	60	7月15日	中浜公民館	70
6月25日	住吉公民館	50	7月17日	余子公民館	55
6月27日	彦名公民館	30	7月22日	渡公民館	65
7月2日	加茂公民館	35	7月24日	境公民館	55
7月4日	夜見公民館	50	7月29日	上道公民館	35
7月7日	大篠津公民館	20	8月1日	外江公民館	45
7月14日	崎津公民館	35	8月7日	誠道公民館	35
7月28日	河崎公民館	35			
9月12日	富益公民館	55			

注：出席者は概数

(2) UPZ圏外（2か所）

米子市（2か所）45名		
開催日	場 所	出席者数
9月18日	米子市文化ホール	20
9月22日	淀江文化ホール	25

注：出席者は概数

2 主な質問・意見等

次頁のとおり

広域住民避難計画説明会での主な質問・意見等

項目	質問・意見等	県、市の考え方及び今後の対応方針等
中国電力からの情報連絡	事故等の発生時に、中国電力からはどのように連絡があるのか。	トラブル時には電話及びFAXで県・市に対して連絡があります。停電時にも対応できるよう非常用電源装置を整備したり、衛星携帯電話や防災行政無線等により情報伝達できるよう多重化を図っています。 また、中国電力に対して連絡員(リエゾン)の派遣を要請し、発電所等の状況を把握するための体制をとることとしています。
住民広報	住民に対する避難指示は、どのように周知されるのか。	確実に情報伝達を行うため、一つの方法に限定せず、TV、ラジオ、防災行政無線、広報車、とりぴーメール等のあらゆる手段を用いて、周知を行うこととしています。
	避難指示は、何時間後にどのような方法で住民に周知されるか。	広域住民避難計画では、警戒事態から鳥取県への避難指示までを24時間と仮定していますが、事故後の進展は、トラブルの内容に応じて異なるため、きめ細かに広報を行い、必要な防護措置等を周知することとしています。
	防災行政無線が聞こえない地区があり、改善をお願いしているが、どうなっているのか教えていただきたい。	防災行政無線の設備が老朽化しており、現在、更新に向けて実施設計を行っているところです。
一時集結所	自治会単位で避難先が異なっており、一時集結所でバスに乗った場合、指定された避難先以外の場所に行ってしまうことはないか。	避難後のコミュニティ維持も考慮し、基本的には自治会単位で避難できるように考えています。
輸送手段の確保	住民避難用のバスは、本当に準備できるのか。	自家用車による避難を基本としつつ、避難者の3割がバスで避難すると想定しています。この場合、約1,000台のバスが必要となりますが、県内で確保できるのは約500台であり、国に対して、県内で確保できない不足分を広域的に確保するよう求めているところです。
	一時集結所からバスで避難を行うが、バス会社とのバスの配車や運転手の被ばくについての調整はどうなっているか。	現在、鳥取県バス協会等と災害発生時におけるバス等の輸送手段の確保について協議を行っているところです。さらに県では、運転手等の安全を確保するために必要な資機材等の整備を検討しています。
段階的避難	段階的避難するときは一斉避難を禁止するのか。	段階的避難を行うことにより避難に伴う滞時間が短くなり、避難者の被ばくの危険性の軽減や運転手の負担の軽減等に図られます。段階的避難の周知についてあらゆる機会を活用して普及啓発を行うこととしています。
要配慮者の避難	高齢者など要配慮者はどのように避難を行うのか。老人保健施設は施設職員が対応してくれるが、車を持たない在宅高齢者の対応はどうか。	社会福祉施設等の入所者については、施設単位で避難を行っていただくこととしており、各施設において避難の要領等を取りまとめた避難計画の策定をお願いしているところです。 在宅の要配慮者の避難については、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、自主防災組織や防災関係機関等の協力による支援者の確保等により対応することとしています。
	避難に当たっては、女性、子ども、そして高齢者を優先避難させるべきである。	御意見いただいたとおり要配慮者は優先避難が必要であり、広域住民避難計画においても優先避難することを記載しております。
	医療機関の入院患者は、どのように避難を行うのか。	医療機関単位で避難を行うこととしており、今年度中にUPZ圏内の全ての医療機関において、避難計画を策定することとしています。
	要支援者とその家族の避難先が異なる場合、同じところに避難できるように考えて欲しい。	要配慮者の避難では、ご家族が付き添って避難するようにしており、ご要望に添って対応していくこととしております。

項目	質問・意見等	県、市の考え方及び今後の対応方針等
学校の避難	小中高校生等で学校に行っている場合はどのように対応するのか。学校の避難計画はあるのか。各自で迎えに行くのか。	学校毎にマニュアルを作成しており、災害発生時には休校措置を行い、保護者に引き渡しを行うこととしています。 ただし、事象の進展が早く、引き渡しができない場合には、学校全体で避難を行い、学校が責任を持って避難先まで引率を行うこととしています。
安定ヨウ素剤	安定ヨウ素剤はどのような薬か。	放射性ヨウ素を取り込む前に安定ヨウ素を服用することにより、甲状腺がんのリスクを低減させるため服用いただくものです。
	安定ヨウ素剤の配布について教えてほしい。	安定ヨウ素剤の配付・服用指示は国が決定し、その指示に基づき一時集結所等で配付を行い、服用していただくこととしています。 県では、配付に必要な数量を一時集結所等に備蓄していま
避難先	避難先となり東部・中部の公民館等の施設長や住民は、米子・境港の住民が避難してくることを了解しているのか。	県及び県内市町村は災害時の相互応援協定を締結しているところであり、避難先を調整にあたっては、受入側の市町村担当部局と協議を行い了解をいただいています。 今後、住民の方に参加いただき、実際の避難ルート及び避難先を確認するための取組を検討しており、それらの機会も活用しながら相互理解を深めていきたいと考えています。
	鳥取県の東・中部方向に避難する計画であるが、風向を考慮した場合、岡山県など南方向に避難した方が良いのではないのか。	避難先の安全確保が必要であり、福島第一原子力発電所の事故において、影響が及んだ範囲が最大で45kmであったことを踏まえ、本県の計画では、避難先を50km以遠として調整したところです。 現在、国で検討がすすめられている「ブルーム通過時の防護措置実施の範囲及び判断基準等」が明らかになった段階で必要な対応を行うこととしています。
島根県からの避難	島根県側(八束町、大根島)の人たちは、弓浜半島を通して避難すると思うが、島根県と調整がなされているか。	広域住民避難計画の策定にあたっては、島根県側と調整を行っており、弓浜半島を通しての避難についても両県で相互に確認しています。
UPZ圏外の避難	UPZ圏外の住民避難はどのようにしているのか。	UPZ圏外の防護措置は、原則として屋内退避ですが、避難先の予備枠として1万5千人分確保しています。 なお、UPZが原子力災害対策を重点的に実施すべき区域ですが、災害発生時には、実際に災害対策が必要な地域についても対策を講じます。
島根オフサイトセンター	島根オフサイトセンターの代替施設はあるのか。	島根オフサイトセンターは、災害発生時においても活動できるよう、放射線防護対策や食料備蓄等の体制整備を行っています。 また、代替施設については、島根県が出雲市内に代替施設を指定し、整備を行っています。
被ばくの影響	内部被ばくによる乳幼児や妊婦への影響について周知してほしい。	内部被ばくの危険性については、原子力防災講演会や原子力防災パンフレット等により、引き続き周知に努めていきます。
その他	コンクリート建物は遮へい効果があるとのことだが、木造家屋や車の遮へい効果はあるのか。	木造家屋での屋内退避は、一定程度の低減効果があり、被ばくのリスクを軽減することができますが、車については遮へい効果がほとんどありません。 災害発生時における無用の被ばくをさけるため、住民の皆さんは県や市からの指示等に基づき落ち着いて行動していただくようお願いします。